

川崎市上下水道局導水ずい道保全委員会設置要綱

(設置)

第1条 導水ずい道の保全業務を円滑に推進するに当たり、導水ずい道路線上での近接施行協議等、導水ずい道の保全に関する課題とその解決について審議するため、川崎市上下水道局導水ずい道保全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 導水ずい道の保全に係る更新計画等の策定に関すること。
- (2) 導水ずい道の保全に係る構造物への影響の許容範囲等の技術的基準に関すること。
- (3) その他導水ずい道の保全に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、水道部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、水管理センター所長をもって充てる。
- 4 委員は、経営戦略・危機管理室の経営戦略・企画調整担当の担当課長、管財課長、水道管理課長、水道計画課長、水道管路課長、水管理センターの水道施設管理の担当課長、水管理センターの施設維持の担当課長及び水運用センター所長をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、急を要する事項等委員長が特に認めた場合については、書面により委員会の審議に代えることができる。

3 委員会の議事は、出席した委員（副委員長を含む。）の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員長は、必要があると認めるときは専門家等委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を徴することができる。

（川崎市上下水道局経営戦略会議への付議）

第5条 委員長は、審議の結果を必要に応じて経営戦略会議（川崎市上下水道局経営戦略会議要綱（令和3年3月30日2川上経企第210号）第1条に規定する上下水道局経営戦略会議をいう。）へ付議するものとする。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、水道管理課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。